# 次期庁内情報基盤における端末統合要件整理業務委託仕様書

#### 1. 目的

熊本県(以下「県」という。)では、総務省が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示された情報システム全体の強靭性の向上を図る手法である「三層の構え」のうち、従来型の「 $\alpha$ モデル」を採用している。

今般の新型コロナ感染症の流行により職員の働き方の変容を余儀なくされ、在宅でのテレワーク環境、オンライン会議やチャットツール等導入の他、多くのインターネット接続 PC 等のデバイス導入など既存のネットワーク環境を工夫しながら対応してきた。緊急かつ対処的に対応したことから、様々な管理上の煩雑さが内在しているとの認識である。そこで、本業務では、現環境の改良を行うとともに、サイバー攻撃の多様化・高度化に対応するセキュリティ技術動向を踏まえ、三層に分かれて別々の端末からアクセスする形式を1台の端末で様々な業務がおこなえる環境を整備するための要件を整理する。

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)12月26日(金)まで

# 3. 業務にあたっての留意事項

受託者は、本県が令和5年度に検討した「次期庁内情報基盤検討プロジェクト最終報告」 及び「最終報告サマリー資料」、令和6年度に検討した「令和8年度の情報基盤整備に向け た技術課題の整理結果」及び「次期情報基盤機能要件」を元に業務を実施すること。

#### 4. 業務内容

(1) 次に記載する要件を満たすソリューションに係る RFI(Request for Information)を 実施。

各ソリューションについて、RFI の仕様書案を作成し県と協議すること。RFI は県が行う。RFI に必要な依頼文等について案を作成すること。

- ① マイナンバー接続系端末の統合
  - i) VDI
    - a) 画面転送の仕組みを用いて、マイナンバー業務システムへ LGWAN 端末から業務ができるようにすること
    - b) 600 ユーザが利用可能な構成であること
    - c) 仮想端末の OS として Windows11 が動作可能であること
    - d) 仮想端末の利用用途毎にマスターを作成することが可能であること
    - e)仮想端末のマスターを用いて仮想端末の複製が可能であること
    - f) オンプレミス型であること

- g) VDI 環境に対してログインのための ID を提供可能であること
- h) Windows Active Directory (AD) を用いること
- ii )ファイル転送システム
  - a) 異なるセグメント(マイナンバー系ネットワークと LGWAN 系ネットワーク間) でのデータ授受が可能であること
- ② テレワーク用端末の統合
  - i) SASE (Secure Access Service Edge)
    - a) SaaS 型で提供されていること
    - b) 庁外ネットワーク(LTE 通信)から本庁内 LGWAN ネットワークに接続するための通信制御機能を有すること
    - c) 特定通信として特定のサイトおよびサービスに対してのみアクセス可能とする 制御機能を有すること
  - ii)データレス PC
    - a) PC ローカル上で作成されたデータは、自動的に庁外のクラウドの共有領域(想定)に保存され、PC ローカルディスク上にデータが残らないこと
    - b) 管理者権限を用いて導入されたアプリケーション本体は、PC ローカルディスク 上に保持可能であること
- (2)上記(1)で実施した RFI の情報提供資料とりまとめ並びに RFI に回答した事業者への県が行うヒアリングのサポート。受託事業者も同席するかは別途協議する。
- (3) RFI 時に各ソリューションのライセンス費用/初期導入費用の徴取も想定している。 それらを踏まえ、必要な通信料・設定費等を加味した全体の構築費用の算出
- (4) RFI を踏まえた、令和 8 年度に実施する業務用端末統合の構築・運用に係る要件仕様 書(案)の作成
- (5) 県が主体となって行う作業に対して、専門的な観点から助言・支援を行うこと。

# 5. その他の要件

(1) プロジェクト管理

受託者は、契約後10日以内に次の各号に掲げる内容を記載したプロジェクト管理計画書を作成し、県の承認を得ること。

- プロジェクトの目標(成果物等)
- ② 業務スケジュール
- ③ プロジェクト体制
- ④ 課題管理・タスク管理手順
- (2) 定例会

受託者は、作業の進捗ならびに課題等を共有する目的で、月1回の定例会を行うこと。 なお、会議は原則として、熊本県庁で対面にて行うが、事前協議によりオンライン会議も

可能とする。また、議事録を作成し、県に提出すること。

# 6. 想定スケジュール

(1) RFI 仕様書の作成・協議 ~令和7年(2025年) 6月中旬

(2) RFI/個別ヒアリング ~令和7年(2025年)8月上旬

(3) 概算構築費用積算 ~ 令和7年(2025年) 8月末

(4) 構築・運用に係る要件仕様書(案) ~令和7年(2025年)11月末

### 7. 納品物及び納期限

(1)納品物

電子データを CD 又は DVD に保存したものを 1 部納品すること。なお、納品する電子 データは PDF 形式を基本とするが、県と事前に協議したものは office ファイル形式など データ形式とすること。

- ① RFI 資料一式
- ② 概算構築費用積算書
- ③ 構築・運用に係る要件仕様書(案)
- ④ その他、打合せ等に使用した資料、議事録等
- (2)納期限

令和7年(2025年)12月26日(金)までとする。ただし、次に掲げる納品物の納期限は当該各号に定める日とする。

① 概算構築費用積算書 令和7年(2025年)8月29日(金)

#### 8. その他

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上、解決するものとする。